ていけるまちづくりをしっかりと進めていきたいと考えています。

次に、活力と文化のまちづくりがあげられます。

大洲のよさを市内外に知っていただくために、大洲産業フェスタ、大洲ええモンセレクション認定制度、O級グルメコンテストなどを開催するとともに、市民の皆様の知恵と力を結集し、様々な取り組みを行いながら活性化につなげたいと考えています。さらに、地域に活力を与えてくれる各事業に対しては、がんばるひと応援事業補助金により支援するとともに、市民の皆様、行政、企業が力を合わせながら夢を未来につなげられるような大洲市をつくっていきたいと考えています。

地域審議会のあり方等

問 地域審議会廃止後、地域の声をどのように施策に反映していく考えですか。

答 合併により広域化した本市では、市街地から農山漁村部まで多様な特性を持つ地域が混在をしているため、一律の行政サービスでは、地域課題へ適切に対応することが困難な状況となっています。このような状況の中、現在、地域が自主的、自発的な活動を行うことができるように地域自治組織の再編を進めているところです。地域自治組織の再編を行った場合における会議の持ち方については、これまでの区長会長会にかわる会議として、自治会連絡会議（仮称）の設置について検討を行っています。

この会議では、自治会運営における課題整理や情報交換をはじめ、地域が活動しやすい環境づくりに向けて制度のあり方や運用などについて見直し、検討を進めていくとともに、市全体における重要な施策や事業等について説明をさせていただき、御意見を伺うことを想定しています。なお、全体会議のほかに必要に応じて、旧市町村単位での会議を開催することができれば、それが地域審議会にかわる機関として地域の声をお伺いすることは可能であると考えています。地域審議会廃止後のあり方については、このような状況を踏まえながら、来年7月頃には市としての方針を決定していきたいと考えています。

子ども・子育て支援新制度

問 子ども・子育て会議における事業計画策定状況はどうなっていますか。

答 子ども・子育て支援新制度については、平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法に基づき、平成27年4月から本格的にスタートする新しい制度です。現在、保育所は厚生労働省の所管となっており、社会福祉課が担当しています。一方、幼稚園は文部科学省の所管となっており、教育委員会が担当していますが、新制度ではこれらの指導監督が内閣府に一本化されることとなります。

子ども・子育て支援事業計画については、教育・保育施設等の必要利用定員数やその提供体制の確保の内容、実施時期などを平成26年9月までに策定することが義務づけられています。去る9月11日に第1回大洲市子ども・子育て会議を開催して、子ども・子育て支援事業計画の内容について御承認をいただきましたので、保護者へアンケート調査を実施し、現在結果を集計しているところです。この調査結果の分析等をもとに来年4月中をめどに事業計画書案を作成し、5月に第2回大洲市子ども・子育て会議を開催して、各委員の皆様の御意見を反映させ、9月までには事業計画書を策定する予定としています。今後も国で計画されている制度設計の動向などを注視しながら、適切に対応していきたいと考えています。

要支援者介護予防サービス

問 事業移行によりサービス低下を招かないようどのような体制づくりを考えていますか。

答 要支援者を対象としたサービスが市町村事業に移行された場合の対象者数は、11月末現在では要支援1の方が441人、要支援2の方が378人、計819人となっています。

現在、社会保障審議会の介護保険部会において議論が行われており、先日、審議会として介護保険制度の見直しに関する意見の素案が示されたところです。

制度改正案では、訪問介護及び通所介護について市町村が地域の実情に応じ、住民や多様な主体による柔軟な取り組みにより効果的かつ効率的なサービスが提供できるよう平成27年度から平成29年度末までに市町村事業に移行するものとなっています。また、要支援者は生活支援のニーズが高く、その内容は配食、見守り、安否確認、外出支援、掃除等多様な生活支援サービスが求められています。それらに対応するためには多種多様な事業主体による重層的なサービスが提供されるよう地域での体制づくりが重要であるとされています。

市町村に移行される地域支援事業等については、詳細が示されていないので、現在のところ当市の考え方を示すことは困難ですが、要支援者に対するサービス低下を招かないよう十分に研究、検討を重ねた上で取